

のである。「集団的自衛権」行使とからめて、こうした動きにあらためて注意し、批判の声をあげていくべきである。

(くにとみ・けんじ／反安保実行委員会)

## 非暴力と反軍の九条

古沢 宣慶

官崎アニメ『風立ちぬ』のヒットにあやかっただろう、CS「日本映画専門チャンネル」が、東宝の空戦映画特集を組んだ。そのうちの一本『太平洋の翼』で、三船敏郎が源田実少将を演じた。ここでの戦闘機は、零戦ではなく紫電改である。

その源田実は、自衛隊で航空幕僚長をつとめ、退官後に長沼裁判で証人喚問された。そこで「専守防衛」は兵術的に無理」だと証言している。

この裁判ではその他に、現役の陸・海・空の三幕僚長が証言し、さらに植村英一・航空自衛隊飛行教育集団司令官、藤沢信雄・航空自衛隊幕僚監部防衛部長が喚問されている。

そして、高橋甫、山田昭、林茂夫、遠藤三郎、小山内宏の五人の軍事評論家が証言した。高橋は、元海軍中佐で、当時は日本原水協専門委員であった。彼は次のように言う。

「自衛のための戦争ならできるとか、自衛権がないというのではなく、日本が『戦争をしない』と決心したのが、この憲法であり、自衛隊のような機関を持つことを予想しているとは考えられない。」

「自衛(防衛)力とは何かといえば、自衛(防衛)のために相手を粉砕し、撃滅し、殺す暴力」である。「専守防衛」なんていうのも、国民を愚ろうするものだと考えている。」

遠藤三郎は元陸軍中將で、憲法擁護国民連合代表役員であり、次のように言う。

「軍備によって国を守るという考えがある限り、どうしても相手の軍備より強力な軍事体制を持つとするのは当然で、何らかの方法で一部の軍縮を実現しても、必ずどこかにはみ出して軍備拡張競争になる。それは歴史が証明している(ジュネーブの軍縮会議に参加した経緯から)。」

「国防の任務は、攻撃行動が伴わなければ達成できない。また、現在の武器では防衛だけということも絶対にあり得ない。専守防衛も、いままでも攻撃、侵略作戦の前科を持つ日本が自衛隊にどんどん装備を増強させている現状では客観的に成り立たない。」

現実には戦争を体験した元軍人たちの「九条擁護・自衛隊否定」の証言は重みがあるし、この原点に戻ってこそ、「九条実現」運動が成り立ち得るのだと思う。

国際法の立場から、田畑茂二郎・京大教授

(当時)が証言した。今、問題になっている集団的自衛権に関わるものだから、長文になるが引用しておく。

「自衛権は、外国からの侵害に対し、それが緊急であるため他に手段がない場合、実力によって、それに対抗する国際法上の権利である。ここでいう実力は、国際法では武力と理解されている。」

国連憲章第五一条の集団的自衛権というのは、外国の武力攻撃が発生した場合、国家が個別的、または集団的に自衛する固有の権利であるが、相互援助条約を締結していれば、安全保障理事会の同意なく(大国の拒否権という障害を越えないで)それが発動できるように——という趣旨でできた規定であり、自衛権とはいっても、実質的には相互援助のための権利である。そうなると、これは国連の集団安全保障の中からはとらえることができない、はみ出したような体制といえる。しかも、自衛権が攻撃を受けなくても、他国を援助するために、自衛の名で武力行動を起こす国が広がるわけだから、国連を中心に国際平和を考える建て前では好ましくない。自衛権は、その発動をさしひかえることも可能だが、大変乱用される恐れが多い概念である。国連として十分な平和維持の役割を演じ得るといって新しい理解を持てると思うが、力に対して力に対抗していくという勢力均衡とか集団安全保障方式でなく、むしろ力を使用する必要のないような状態をいかにして作るかということ

が、当面の問題だと思ふ。」(傍点は、引用者)

国連憲章第五条は「個別的自衛権」ともに「集団的自衛権」を認めているが、それはあくまでも「安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間」である。条文上、建前上は、両自衛権を限定しようとするのが憲章第五条の狙いであり、眼目は国連による「集団安全保障」にあるのではないか。だからこそ条文は「個別的または集団的自衛の固有の権利を害するものではない」と極めて消極的である。

とは言っても、現実には国連の「集団安全保障」は全くと言って良いほど機能できないから、一般的には、各国が自衛権行使のための武力を装備し、集団的自衛権の行使を志向することは、当然と言わざるを得ない。しかし、その「当然」にあえて挑戦したのが、日本国憲法第九条ではなかったか？

一項は、自衛戦争を明確に否定していないし、自衛権についての明瞭な規定もない。日本も「主権国家」である以上、「固有の権利」とされる自衛権は、一応認められていると言わざるを得ない。しかし、二項が「戦力不保持」を規定していることを鑑みれば、肯定されるのはあくまでも「武力によらない」自衛権である。そのような自衛権行使の具体的手段として「市民的防衛」という発想があることは、前回、長沼一審判決の引用とともに明らかにした。その発想に従って、あるいは武

装から非武装へという発想の転換によって、憲章第五条を読み直すところ、いうことになるのか？

「安全保障理事会が国際間の平和及び安定の維持に必要な措置をとるまでの間」、非武装の「市民的防衛」によって自衛権を行使する「固有の権利」を「九条の日本」が有するとの解釈が可能になる。強引かもしれないが、憲章第五条と憲法九条との整合性は十分に成り立つと思ふ。

九条が「武力による」自衛権を否定したのは、多くの戦争が「自衛」の名のもとになされたからである。この歴史的現実も、誰もが認めざるをえない。ただ、すべての戦争を放棄し、軍隊をもたないという大胆な一歩を踏み出すことが、今までなされなかっただけである。九条は、厳密に条文を読めば不完全なところが残るとはいえ、「百尺竿頭一歩を進」んだのである。それ故、国連憲章であろうと、この九条に従った解釈がなされなければならぬ。少なくとも、九条下の「国」にある、あるいは九条を評価する主体的市民は、九条を国連憲章に優先させる責務があるだろう。

さすがに、田畑証言もそうであるが、国連の「集団安全保障」自体が、否定とは言わななくても、相対化される必要が生じる。「力に対して力に対抗していく」という発想を改め、「力を行使する必要のないような状態をいかにして作るか」さらには「力を行使するのではない方策をいかに見出すか」が、最重要

の課題となる。

もちろん、今日、機能しない「集団安全保障」に代わって、それなりの成果を発揮しているPKO活動の現状を公平に観察するならば、簡単に国連の「力行使」を否定することはできない。だからといって、九条下の日本が独自の非武装平和の志向を捨てて、現状のPKOの活動の武装、武器使用に甘んじてしまうということにはならない。安易な現実追従によるのではない、理想主義的現実対応が検討されてしかるべきである。そのためには、徹底した非武装論者、非暴力主義者が、だからこそPKO活動の現状を、先入観を捨てて学ぶ必要がある。

近刊のハンス・J・モーゲンソー『国際政治―権力と平和―』(岩波文庫)を読むと、リアリストであるが故に、心理的な力や道義力の重要性を認めている。非武装・非暴力に依拠しようとする者は、この「力」のみを、暴力・武力・戦力に対峙させて行く。

(ふるさわ・せんけい／日蓮宗浄鏡寺住職)

